

小高区内教育施設再開に係る Q & A
【第2版】

平成28年7月7日

南相馬市教育委員会

目 次

再開時期関係

- 1 学校再開時期が平成29年4月1日である理由・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 再開を急ぐ理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

施設関係

- 3 小中学校の施設整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 4 仮設校舎の閉鎖時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

学校運営関係

- 5 小中学校再開後の仮設校舎の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 6 小学校再開後の児童の所属校・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 7 校歌や卒業証書の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 8 校旗の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 9 小学校の運動着の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 10 放課後児童クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 11 小学校の学級担任等指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 12 小学校の校長や教頭の配置体制・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 13 小学校のPTA活動・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 14 学校の統廃合・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 15 購買部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 16 携帯電話の持参・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 17 再開前の本校舎への登校・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 18 心のケアの充実・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

通学関係

- 19 避難指示解除後の小高区で学校が再開されるまでの通学・・・・・・・・ P 3
- 20 避難指示解除後の原町区からの通学・・・・・・・・ P 3
- 21 スクールバスの運行期間・・・・・・・・ P 3
- 22 他校への通学・・・・・・・・ P 4
- 23 安全対策のためのスクールバス運行・・・・・・・・ P 4

部活動関係

- 24 中学校の部活動の種類・・・・・・・・ P 4
- 25 部活動への支援・・・・・・・・ P 4
- 26 仮設校舎と本校舎の部活動の比較・・・・・・・・ P 4

安全対策関係

- 27 子どもに対する安全対策・・・・・・・・ P 4
- 28 地域の危険箇所への対策・・・・・・・・ P 5
- 29 地震や津波などの自然災害等への防災教育・・・・・・・・ P 5
- 30 作業員宿舎への対策・・・・・・・・ P 5
- 31 防災無線等の充実・・・・・・・・ P 5
- 32 災害時の学校等への連絡体制の確立・・・・・・・・ P 5
- 33 防犯カメラ等の設置・・・・・・・・ P 5
- 34 分かりやすい防災マニュアルの作成・・・・・・・・ P 5

教育関係

- 35 小高区小中学校の魅力ある教育の内容・・・・・・・・ P 6
- 36 少人数学級のデメリット克服のための教育・・・・・・・・ P 6
- 37 塾や授業以外の個別指導・・・・・・・・ P 6
- 38 小高区に特化した教育・・・・・・・・ P 6

幼稚園・保育園関係

- 39 幼稚園・保育園の再開方針・・・・・・・・ P 6
- 40 病児保育園・・・・・・・・ P 6

児童クラブ関係

- 41 児童クラブの時間延長・・・・・・・・ P 7

生活環境関係

- 42 子供のための消費生活環境・・・・・・・・ P 7
- 43 小中学校再開後の就学援助・・・・・・・・ P 7

小高区内教育施設再開に係るQ & A

再開時期関係

- 1 **Q：なぜ、学校再開の時期を平成29年4月1日としたのですか？**
A：避難指示が本年7月に解除となることに伴い、7月以降は一定程度帰還が進むことが予想されます。
地域にとって、学校は無くてはならない施設ですので、解除されれば学校も再開することとなりますが、
保護者が子供の通学先を判断するためには、居住状況や地域の状況等を踏まえて判断する必要があるため、避難指示解除から学校再開までは一定期間必要であること。
昨年度、平成29年4月再開の要望がなされていること。
などから、年度区切りとして平成29年4月1日を再開時期として定めたところ
です。
- 2 **Q：十分な住民の帰還を待って再開すべきと思いますが、なぜ再開を急ぐのでしょうか？**
A：以前に行ったアンケートでは、学校が再開した場合の通学希望者が14%ありました。帰還し通学を希望する方がいれば、その環境を整え、保護者の皆さんが判断できる状況を示すことが必要と考え、事業を進めているところです。
なお、現在の仮設校舎の施設・設備の機能は必要最小限のものとなっており、さらに、整備してから5年目となるため、施設設備の修繕箇所等が増え、今後の継続的な使用については望ましくないものと考えております。
このことから、子供たちの学習環境の向上のためにも本校舎での学習再開を進める必要があると考えております。

施設関係

- 3 **Q：再開する小高小学校、中学校は長年使用されておらず、施設面で不安があるのですが、再開までに修繕などは間に合うのでしょうか？**
A：小高区で再開する予定の小高小学校と小高中学校は、震災後5年以上使用していなかったため、施設や設備について十分な点検を行い、大規模な修繕を実施し、供用可能な状況になっています。
さらに、今年度中に中学校のプールの塗装・修繕、小学校の外壁塗装・校庭人工芝生化をはじめとした工事を実施し、児童・生徒が安全、安心、快適に学校生活を送れるような環境を整える予定です。なお、再開前には教育環境改善状況の校舎の内覧なども実施する予定です。
- 4 **Q：小高区内で小中学校が再開することによって仮設校舎はどうなるのですか？**
A：本来、仮設校舎の役割は一時的な学校施設であり、長期的な使用は想定しておりません。小高区内で小中学校が再開した場合は、閉鎖することになります。

学校運営関係

- 5 Q：子供は現在の仮設校舎に馴染んでおり、引き続き仮設校舎に通わせたい。仮設校舎を分校として存続することはできないのですか？
A：子供たちのことを考えますと、児童・生徒をさらに分割して少人数にすることは、学力や競争力の面から好ましくないと考えます。また、仮設校舎は本校舎の再開に合わせて廃止し、本校舎において魅力的な教育活動を実現することで県内外の被災学校復興の先進校となるべく努力してまいりますので、ご理解をお願いします。
- 6 Q：4校合同による学級編制を行うということは、学校を統合するということですか？
A：4小学校を1小学校にする学校統合ではありません。学級は4校一緒に編制しますが、4小学校それぞれが単独の学校として存続し、児童の所属校もそれぞれの小学校になります。
- 7 Q：校歌や卒業証書の取り扱いはどうなりますか？
A：全校集会や入学式、卒業式等の時には、各校の校歌をその学校に在籍している児童が斉唱します。卒業証書もそれぞれの学校名、校長名で授与することになります。
- 8 Q：校旗の取り扱いはどうなりますか？
A：入学式や卒業式の時にはステージに設置し、母校に対する誇りと所属感を深めます。
- 9 Q：学校の運動着はどうなりますか？
A：今使っている運動着で結構です。
- 10 Q：放課後児童クラブは設置されるのでしょうか？
A：小高区で学校再開する場合には、小高小学校校舎内に放課後児童クラブを設置する予定です。
- 11 Q：小学校の学級担任等指導体制は、どうなりますか？
A：基本的に教諭は、従前の各小学校ごとの配属となりますが、同じ学級に入る4小学校の児童をきめ細やかに指導できるように、4小学校の校務を兼務できるようにします。
- 12 Q：4小学校合同で学校運営を行う場合、小学校の校長や教頭の配置はどうなりますか？
A：現在と同様に、校長については、学校の教育機能の効率をより高めるために1名、教頭については、従前の4小学校を基準に4名の配置となりますが、4小学校の校務を兼務できるような体制にして、どの児童にも公平に指導できるようにします。
- 13 Q：4小学校合同で学校運営を行う場合、PTA活動はどうなりますか？
A：基本は、これまでと同様ですが、再開後の詳細は、学校の実態に即したPTA組織や活動内容について皆様のご意見を伺いながら対応していきたいと考えています。

- 14 Q : 4校合同運営に伴い再開されない小学校はいずれ廃校となるのでしょうか？母校が無くなるのは残念です。
A : 児童の教育環境を考えて合同運営にするものであり、それがそのまま廃校になるわけではありません。学校の統廃合の課題は小高区だけの問題ではなく、全市的に考えなければならない課題であり、将来的に統廃合を行う場合は、地域等の意見を伺いながら進めていく必要があると考えています。
- ⑮ Q : 学校に購買部を設置していただけないのでしょうか？
A : 小学校は現在の購買部の拡充を検討いたします。また、中学校は簡易なものにならざるを得ませんが、設置について検討しているところです。
- ⑯ Q : 子供の安全のため携帯電話の持参を認めてもらいたい。通学時にはGPS機能により居場所がわかるので保護者も安心すると思います。
A : 携帯電話の持参が必要な子供に対しては、下校時まで学校が預かるなどの対応により持参を認められるよう検討してまいります。
- ⑰ Q : 再開前に学校へのお試し通学等により、子供たちが本校舎に慣れる機会は設けてもらえないのでしょうか？
A : 要望があれば、学校行事に組み込むことを検討してまいります。
- ⑱ Q : 本校舎では、勉強はもちろん児童生徒の心のケアにも力を入れる必要があると思いますが、何か対策はあるのでしょうか？
A : 現在、スクールカウンセラーによる相談回数を多く実施しておりますが、養護教諭を対象にスクールカウンセラーの研修を実施するなどして、更なる充実を図ってまいります。

通学関係

- 19 Q : 避難指示解除後は、小高区に住む予定です。小高区で学校が再開されるまでの間は鹿島区の仮設校舎で学校運営が行われますが、通学はどのようになりますか？
A : 小高区内で学校を再開するまでの間、小高区と鹿島区の仮設校舎間のスクールバス等の交通手段を用意する予定です。具体的な手法や運行ルートなどについては、避難指示の解除時期が決定次第、小高区から仮設校舎への通学予定者を調査し、対応を図っていく考えです。
- 20 Q : 避難指示解除後は小高区に住む予定ですが、家の修繕が完了するまでの間、解除後も原町区の借り上げ住宅に住む予定です。通学はどのようになりますか？
A : 原町区から小高区内の校舎間のスクールバス等の交通手段を用意する予定です。市では、これまで仮設校舎へ通学していた児童・生徒の皆さんが、引き続き小高区の学校へ通学できるように交通手段を用意する予定です。具体的な手法や運行ルートなどについては、児童・生徒の負担軽減を考慮し、次年度の学級編制等のために実施する「就学意向調査」において居住場所等を把握した上で設定する予定です。
- 21 Q : スクールバスはいつまで続くのでしょうか？
A : 仮設住宅や借上住宅に避難している方がいる限り必要なものですので、継続できるように国に働きかけるなどして取り組んでまいります。

- 22 Q：現在、子どもは仮設校舎に通っていますが、4月からは原町区に建てた家から近くの学校へ通わせたいと考えています。他校への通学は認められるますか？
A：通学する学校の区域は、住所により定めることになっております。今回の場合は、「事情により、現在の居住地に住民登録（住民票の移動）できない場合に、実際に居住している学区の学校に通学することができます。」基準に該当し、原町区内の居住する学区の学校に通学することができます。なお、学区外就学許可の詳細については、教育委員会（学校教育課：電話0244-24-5283）へご相談ください。
- 23 Q：電車通学や小高区内各所からの通学の場合、安全対策のためにもスクールバスが必要だと思いますが、対応は可能なのでしょうか？
A：一定程度のルートを集約は必要となりますが、就学意向調査の結果を踏まえ検討してまいります。

部活動関係

- 24 Q：中学校では、部活動として野球をやりたいのですが、どのようになりますか？
A：部員が少なく単独でチームが編成できない場合でも、救済措置として他校との合同チーム編成による大会参加が認められる場合もあります。生徒（入学予定生徒を含む）の希望や在籍生徒数をもとに学校と保護者と相談して、継続する部活動、新設や休部する部活動を決めていきます。
参考
H28部活動 サッカー、バスケットボール（男女）、女子バレーボール、ソフトテニス（男女）、剣道、合唱
- 25 Q：生徒数が少ないため、やりたい部活動が無いことも考えられます。何か支援はあるのでしょうか？
A：生徒数の減少により部活動に支障をきたすことは、全市、全国的な問題となっています。大会への参加などの課題はありますが、少人数の部活動についても活動を支援していく考えです。
- 26 Q：現在の仮設校舎にある部活動は、本校舎に戻ってからも継続できるのでしょうか？
A：仮設校舎での状況を継続できるようにしてまいります。また、充実した環境に移ることにより、種類によっては新たな部活動も可能になると考えます。

安全対策関係

- 27 Q：小高区の避難指示解除後、小高区に住む住民が少ないことが予想され、子どもに対しての声かけ事案などが心配です。安全面の対策について教えてください。
A：不審者等の対策として、住民が住んでいる家や住民の方々全てを「こどもひなんの家」、「こども見守り隊」の隊員にお願いし、地域社会全体で児童生徒の安全を確保したいと考えています。さらに登下校の時間帯は警察のパトロールの強化を依頼します。区内の防犯カメラや街路灯の増設や集団登校・下校についても必要に応じて検討いたします。

- 28 Q：子供たちは、震災後5年間、小高区には住んでいません。地域を十分にわからない子供たちが、危険箇所へ遊びに行ってしまうことが心配です。
A：地域住民の方々の協力を得ながら、学校とPTAが連携して通学路や危険箇所点検を実施し、危険な場所には立て看板を設置したり関係機関と連携し対策を練ったりします。児童生徒には危険マップ等の作成などを通して繰り返し近づかないよう指導します。
- 29 Q：地震や津波などの自然災害等が心配です。防災教育についてどのように考えているのか教えてください。
A：学校や地域の実態、児童生徒の居所などをもとに新たな避難マニュアルを作成し、学校、保護者、関係機関と連携した避難訓練や減災教育を実施し、被害を最小限に食い止めるようにします。
- 30 Q：避難指示が解除になれば作業員の宿舎が建設され、治安が悪化することが心配です。何か対策はあるのでしょうか。
A：除染作業員等の宿舎については、市が働きかけ地域と事業者で協定を結び、迷惑行為の禁止などの遵守事項を定めています。また、必要に応じ地域と事業者の話し合いに市も入るなどしておりますので、引き続き防犯対策に努めてまいります。
- ③1 Q：防災無線が聞こえない場所があり、災害時に不安があるので何か対策はあるのでしょうか？
A：防災無線には限界があることから、広報車や防災メール等により対応してまいります。また、以前各戸に設置していた受信機は、防災ラジオに移行することとしておりますので、必要な場合は小高区地域振興課又は危機管理課に申し出てください。
- ③2 Q：災害時に電話がつながるように、学校や教育委員会に無線機等の配置は考えないのでしょうか？
A：学校における連絡体制や衛星電話の配置等を検証し、よりよい対応方法を検討してまいります。
- ③3 Q：防犯カメラや街灯を学校周辺に重点的に設置し、子供たちの安全確保を図るべきと思いますが、その予定はあるのでしょうか？
A：学校には今年度中に防犯カメラを設置することとしております。また、街灯についても学校周辺への設置をし、子供たちの安全確保を図ってまいります。
- ③4 Q：災害時の避難計画等はあると思いますが、学校には、子供たちが分かるようなマニュアルはあるのでしょうか？
A：定期的に避難訓練を行い、有事に備えておりますが、今後、学校と協議し、分かりやすいマニュアルづくりに取り組んでまいります。

教育関係

35 Q：小高区の小・中学校の魅力ある教育はどのような内容を考えていますか？

A：複数教員による個に応じたきめ細かな指導を徹底し、学力の向上とともにスクールカウンセラーの継続配置により心のケアの充実に努めます。また、大学教授等や著名な有識者による授業や講演を実施し、学ぶ楽しさを味わったり学習する意義を考えたりし、自分の将来への夢や希望が持てるようにいたします。さらに電子黒板、デジタル教科書等ICT活用による新たな学びの教育や小学校、中学校、小高区内の高等学校との交流学习を推進いたします。これらの魅力的な教育活動を実現することで県内外の被災学校復興の先進校となるべく努力してまいります。

36 Q：児童生徒数の減少が予想され、学力低下などが心配です。少人数学級のデメリット克服のための教育をどのように考えていますか？

小学校の場合、体育や音楽等複数学年で実施した方が教育効果が見込まれる教科については、複数学年で授業を実施します。その他の教科については、少人数学級のよさを生かして一人一人に応じた指導を徹底し、基礎学力の定着と活用力の育成を図ります。また、電子黒板等ICT活用を通して他校と交流を図るなどして多様な見方や考え方ができるようにします。

③7 Q：教育環境の充実のため、塾の設置や授業以外での個別指導が必要と考えます。

市では空き店舗活用の補助金を交付し、民間事業者を支援しておりますので、継続して支援するとともに、学校では、塾の講師をよんでの集中講義等を行っておりますので、引き続き塾との連携を進めるとともに、個別指導充実のための教員配置を県に対して要望してまいります。

③8 Q：小高区に子供たちを戻すためにも、小高区に特化した特別な教育が必要だと思いますが、何か特別な教育施策はあるのでしょうか？

現在、戻ってよかったと思われる教育を行うため、小高区に特化した教育について文部科学省と協議しているところですので、内容が決定次第お知らせいたします。また、小中連携や高校と連携したキャリア教育にも取り組んでいく予定です。

幼稚園・保育園関係

39 Q：学校再開と関連して幼稚園・保育園の再開についてどのように考えていますか？

A：幼稚園・保育園については、保護者の皆さんが多様な選択をできるよう、小中学校の再開に合わせ小高幼稚園を再開することとしています。保育園については、「認定こども園」による再開を基本的な考え方にしており、平成30年4月に再開すべく準備を進めているところです。

④0 Q：病児保育園の開設を考えるべきではないでしょうか？

A：市内ニーズがあることは把握していますので、病児・病後児童育成事業として「南相馬市子ども子育て支援事業計画」に位置づけ、検討を始めたところで、時間をいただきたいと思っております。

児童クラブ関係

- ④1 Q：勤務時間の関係から午後6時まで迎えに行くことが難しいので、時間を延長できないのでしょうか？
A：人員不足から常時の時間延長は困難な状況ですが、現在も、個別相談により対応しておりますので、ご相談ください。

生活環境関係

- 42 Q：商業店舗がほとんど開いてなく、子供が自分で文房具を買うにも支障があり、教育に適した環境とは思えません。
A：商業施設については、昨年度、駅前に公設民営の商業施設を開設し、コンビニエンスストアにも再開を要望した結果、再開に向けて動き出しています。状況も改善しつつありますので、市としても、今後とも消費生活環境の向上に努めていきます。
- 43 Q：現在、就学援助により給食費等の支援を受けていますが、学校が再開した場合、支援は無くなるのでしょうか？
A：現行の被災児童生徒就学援助事業においては、避難指示が解除され帰還した場合であっても同様の支援が継続できうるものとなっております。ただし、平成29年度以降においてもこれまで同様に支援が継続されるかどうかについては未定でありますので、支援が継続されるよう国へ要望してまいります。